

## 第3章 虐待の通告

### ○通告の目的と学校・保育所等に求められる役割とは

**Q** 学校・保育所等が虐待を受けたと疑われる子どもを発見した場合に、児童虐待防止法では、市町村や児童相談所等へ通告しなければならないとされていますが、そもそも通告の目的はどのようなものでしょうか。

**A** 児童虐待の対応の中心機関は、児童相談所及び市町村であり、そこで、虐待の有無や支援の内容を判断してもらうことが通告の目的です。ただし、通告は、関係機関との連携のスタートになります。学校・保育所等は、通告後も引き続き、市町村や児童相談所への情報提供やモニタリング、学習支援等を行っていくことが求められます。

#### 解 説

##### 1 通告の目的

児童虐待防止法6条1項では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、(中略)児童相談所(中略)に通告しなければならない。」とされています。

この規定は、学校・保育所等に対して、通告義務があることを定めています。

その目的は、専門機関である児童相談所や市町村において虐待の有無を判断し、支援の内容を実施することはもちろんですが、通告後、市町村や児童相談所の他、学校・保育所等が当該家庭を支援するきっかけになるという点にあります。子どもの保護が必要であれば、その安全を確保することにもつながります。

特に「通告後の支援という点」について、学校・保育所等は十分に理解をしておく必要があります。

学校・保育所等が通告をすれば、後は市町村や児童相談所が全て解決をしてくれる

わけではありません。

## 2 通告後の流れ

学校・保育所等が児童相談所等へ通告した後の流れは、概ね次のとおりです（文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」28頁、文部科学省・研修教材「児童虐待防止と学校」第6章「疑いから通告へ」「通告の後はどうなるのか」を参照）（以下の解説では、「学校」を中心に説明しますが、学校以外の「保育所等」についても、同様の方向性で考えていくことになります。）。

### (1) 安全確認・情報収集・実地調査

通告があれば、市町村や児童相談所は、速やかに（48時間以内の対応が求められています。）通告者や学校からの情報収集、実地調査によって、子どもの安全確認と通告内容の事実確認を行い、児童相談所においては、緊急保護の要否の判断を行います。

学校及び教職員としては、市町村や児童相談所からの求めがあれば、児童生徒の安全確保のための措置に協力することが求められます（児童虐待防止法8条1項・2項）。

また、市町村や児童相談所から、虐待に関する子どもや保護者等に関する資料や情報提供を求められた場合、必要な範囲において提供することが求められます（児童虐待防止法13条の4）。

このような規定は、虐待による子どもの安全確保や、家族への支援等を検討するために重要な規定の1つです。

### (2) 一時保護・調査継続

虐待を受けた子どもについて、緊急に保護が必要な場合、一時保護が行われることがあります（児童虐待防止法8条2項1号、児童福祉法33条1項）。

子どもの安全が確保された後、下記(3)の援助方針を決定するために、児童相談所は調査を継続します。

反対に、緊急に保護する必要がないと判断すれば、在宅での支援に向けた調査を行います。この場合には、各自治体の要対協、児童相談所、市町村に設置されている子育て支援課等の担当部署と連携を行って進められていくことになります。

### (3) 援助方針の決定と実行

市町村や児童相談所は、学校及び教育委員会等と関係機関との情報交換や連絡調整を行い、援助方針を決定します。また、その後のモニタリングの結果、援助内容の評価、見直しが行われます。

要対協に参加することにより、学校や教育委員会がこれまで把握していなかった情報を入手し、今後の当該子どもへの支援へつなげることができる場合もあります。

教育委員会は、学校及び教職員等の現場に対応を全て委ねるのではなく、当該子どもへの支援を行うための連携や指導、アドバイスを積極的に行い、実際に担当する教職員等が現場で抱え込んでしまうことのないよう注意することも必要です。

### 3 通告後における学校の主な役割

通告後における学校の主な役割について、文部科学省が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」29頁以下にそって説明します。

#### (1) 学習支援や居場所作り等

一時保護する場合について、詳細はQ&A第5章「〇一時保護の要件とは」以下に委ねますが、その場合、学校としては、当該子どもの学習機会を確保するため、児童相談所等と連携し、学習の支援を行う必要があります。

また、一時保護中は、子どもは基本的に学校には通学しませんが、将来学校に戻るための備えが必要な時は、当該子どもが学校の中で安心して学習し、過ごすことができるような配慮が必要です。

また、一時保護に至らないケースにおいても同様に、児童相談所等と連携を行いながら、当該児童生徒への学習支援や居場所づくりのほか、例えば、身の回りのことは自分でできるようにするといった自立支援を行う必要があります。

#### (2) モニタリング

一時保護に至らないケースや一時保護解除後において、学校は、学習支援の他に、当該子どもに対して再び虐待が行われていないかどうかを確認するため、モニタリングを進める必要があります。また、モニタリングを進めるにあたって、各関係機関で役割分担を明確にする必要があります。

そして、学校内においても役割分担のもと、日々の生活の中で、当該生徒の様子や状況を見守り、変化についてキャッチして校内で共有し、児童相談所や要対協へ報告することが求められます。

場合によっては、登校した後の状況だけではなく、家庭訪問を行い、家庭での様子、保護者の変化等について、確認することもあります。

#### (3) 専門家との連携

この他、SCやSSWとも連携しながら、当該子どもの心のケア、保護者への対応、転

学・進学時における情報の引継ぎ等の対応が必要となります。

(4) 子どもへのアプローチをする上での注意点

特に、虐待を受けた子ども、虐待環境で養育されてきた子どもについては、必ずとまではいえませんが、時に、学校での生活上において様々な影響が現れてくる場合があります（学習の遅れ、問題行動、友人間トラブル等）。

学校や教育委員会としては、このような子どもがおかれた環境を十分に理解し、子どもの立場に寄り添った個別的な支援、アプローチが求められるでしょう。

#### 4 まとめ

以上のように、通告の目的は、関係機関との連携による支援をスタートさせる点にあります。そして、学校・保育所等は、通告後も子どもの様子等を教育委員会や関係機関とも情報共有しながら、各子どもに応じた課題を整理し、当該子どもの見守りや支援を続けていく役割が求められているといえるでしょう。

#### MEMO

##### ◆一時保護中における子どもの欠席に対する取扱い

一時保護が行われている子どもが心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当とされています（平成27年7月31日27文科初第335号「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」別紙1「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について」）。

参考通知

- 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

(平成27年7月31日)  
(27文科初第335号)

都道府県教育委員会  
指定都市教育委員会  
都道府県知事

各 附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄す  
る構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受  
けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎  
(公印省略)

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところです。

については、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1. のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防

止対策に関する副大臣等会議（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2. のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

#### 2. 児童虐待防止対策に係る対応について

##### (1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校

の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること
- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」(平成23年3月4日付け22初児生第65号)(参考資料3)に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(参考資料)

- 1 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載)を参照。
- 2 児童虐待についての学校における対応について

- 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載)の「第3章学校生活での現れ」を参照。
- 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載)の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(平成24年3月29日付け23文科初第1707号)(参考資料4)の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。



## ○保護者が子どもに過剰にプレッシャーを与える場合（教育虐待）は

### 事 例

私は小学校の養護教諭なのですが、6年生の男子が、「眠い」と言って頻繁に保健室に来るようになりました。

初めのうちは、少し休ませていたのですが、あまりにも頻繁に来るので、よくよく話を聞いていると、「父から家で厳しく勉強をさせられ、決められたことをしないと眠らせてもらえず、食事を抜かれたりすることもある。テストで100点を取ったときだけ、外食に連れていってもらえる。」とのことでした。

叩かれるなどの身体的な虐待はないようなのですが、これは虐待にあたるのではないのでしょうか。

### ポイント

- 1 ① 子どもが保健室に来て、眠気を訴える要因・背景のアセスメントをすることの重要性
- 2 ② 行き過ぎた勉学の指導と虐待にあたる可能性
- 3 ③ 他機関連携の重要性

### 解 説

#### 1 子どもの状態についてアセスメントする必要性

本事例では子どもが頻繁に保健室に来て、養護教諭に眠気を訴えています。その背景・要因には様々なものがあります。

例えば、学業不振や進路への不安などにより教室から足が遠のくこともあれば、遊び・非行などにより子どもの生活リズムが乱れていることによることもあります。

また、いじめやその他の友人関係をめぐり問題から教室に居場所がない状態になっていることもあります。

あるいは、子どもが保護者に夜通し叱責されていたり、保護者が子どもを夜間放置しているため子どもが昼夜逆転状態になっていたり、保護者から虐待を受けていることにより子どもが家庭で安心感を得られておらず、よく眠れていないこともあります。

このように子どもが保健室に来て眠気を訴えるのは、子どもの要因、家庭の要因、学校の要因が複雑に絡み合っている可能性があり、子どもが怠けているだけであると捉えるのではなく、子どもの様子を注意深く観察したり、子どもや保護者から生活状況について丁寧に聞き取ったりすることが必要となります。

## 2 保護者の子どもへの関わり方と虐待の該当性

本事例では子どもが保健室に来て眠気を訴えることをきっかけに養護教諭が子どもから聞き取りをしたところ、子どもが父から厳しく勉強させられている様子が浮かび上がってきました。

では、父による勉学の指導が虐待となることがあるでしょうか。

この点、親権を行う者は、子どもの利益のために子どもを教育する権利を有し、義務を負います（民法820条）。よって、保護者が子どもに勉強するように促し、指導することは子どもの成長発達のために必要ともいえます。

しかし、体罰を伴う指導がなされているときは、身体的虐待に該当し、保護者への注意・指導と市町村又は児童相談所への通告が必要となります。

また、本事例では子どもが父から暴力を受けていることはないようですが、父の指導に従わないと眠らせてもらえないことは身体的虐待、食事を与えられないのはネグレクトに該当します。

さらに、本事例では子どもが頻繁に保健室に来て教室に入ることができない状況が続くことにより、子どもが父の指導を苦痛に感じていることが具体的に症状として示されており、このような父の勉学指導は心理的虐待に該当します（家出や引きこもることにより症状を示すケースもあります。）。

このように、保護者が子どもに勉強をさせようという意図だったとしても、本事例のように食事を抜かれたり、眠らせてもらえなかったりするなど、度を過ぎた指導がなされている場合は虐待となり、このような行為は教育虐待といわれるようになっていきます。そして、教育虐待は、子どもの自尊心を低下させたり、勉強に対する苦手意識を植えつけられたりするなど、子どもの心理に及ぼす悪影響が長期的かつ深刻なものとなります。

教育虐待については、コロナ禍で子どもが家庭で過ごす時間が増えたことによって、増加しているのではないかと指摘もなされているところです。

### 3 教育虐待への対応

#### (1) 早期発見の重要性

教育虐待は、保護者が子どもに対し成績の向上や志望校への合格などの成果を求めため長期化する傾向があり、子どもへの悪影響がより深刻なものとなるおそれがあります。そのため、教育虐待においても、早期発見が重要となります。

もっとも、子どもが教育虐待を受けていることを認識し、自ら教職員に助けを求めるのは容易ではありません。そこで、子どものSOSを待つのではなく、子どもが教育虐待を受けていることに周囲が気付くことが必要となります。

まずは子どもの客観的な様子をしっかりと観察することが大切です。観察の重要性は教育虐待に限られるものではありませんが、元気がなかったり、苛立っている様子であったり、本事例のように保健室に頻繁に来て眠気を訴えたりするなど、子どもに心配な様子や普段と異なる様子が見られるときは、家庭に何らかの問題が生じている可能性があります。

そして、子どもからじっくりと話を聞き、家庭でどのように過ごしているか、何か辛いこと、悩んでいることはないか等、子どもの心情を把握することが必要となります。その際、具体的な生活状況、保護者の指導や発言などの子どもへの関わり方について、具体的に聞き取りを行い、記録化しておくことが重要です。

このように子どもの客観的な様子の観察と子どもの気持ちや生活状況についての聞き取りが教育虐待の早期発見につながります。なお、聞き取りの際の注意点については、文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(平成19年10月)が参考になります。

#### (2) 担任等との連携、学校・保育所等内チーム対応の必要性

本事例では養護教諭が子どもの異変に気付き、子どもから聞き取りをしています。

特定の教職員が子どもと信頼関係を結び、子どもが安心して悩みを打ち明けられるようになるのは子どもの状態把握のためにとっても大切です。もっとも、こうして把握した子どもの状態を1人の教職員が抱え込むと、虐待の重症度や通告の要否、介入のタイミング等の判断を見誤るおそれがあります。よって、子どもの状態について担任や学校・保育所等内の虐待対応チームとも共有し、組織として対応することが必要です。

#### 4 通告の必要性及び通告の際の留意点

教育虐待は、家庭における教育のあり方の問題にとどまらず、子どもの家庭生活の安心・安全が脅かされているという深刻な児童虐待です。よって、教育虐待においても、市町村あるいは児童相談所に通告し、教育機関と福祉機関が連携を図ることが必要になります。

もっとも、保護者が子どもの教育に熱心であることが直ちに問題となるものではなく、どの程度になれば教育虐待にあたるかの判断は容易ではありません。そのため、教育機関から福祉機関に連携を求めた際、福祉機関と教育機関がリスク意識を共有することができないと、機関連携に至らないことになりかねません。

よって、通告に際しては、抽象的に子どもが教育虐待を受けていると伝えるだけでは不十分です。子どもが具体的にどのような状態となっているか、子どもが家庭での過ごし方や保護者との関わりについてどのように述べており、そのことについてどのような心情であるのか、子どもがそのような状態にあることを保護者がどのように捉えているかなどを具体的に通告書に記載し、子どもが教育虐待を受けていることについて説得力をもって市町村あるいは児童相談所に伝えることが必要となります。

#### 5 通告後の指導・支援プランについて

##### (1) 保護者への指導について

保護者に対しては、保護者の教育方針が子どもの能力や意向に沿うものではなく、子どもが苦痛を感じていること、たとえ保護者が子どもの将来を思っていることであっても、子どもに不利益が生じているのであれば虐待にあたること等を伝え、保護者の子どもへの関わり方を改めるよう促す必要があります。

しかし、教育虐待の状態にある保護者は、自身が学歴を得たことによる成功体験を有していたり、自身が得られなかった学歴を子どもに持たせたいと想着いたり、優秀な成績を保ち、学歴を得ることが子どもためになると考えていたりするなど、それぞれの保護者ごとに強いこだわりを持っています。そのため、保護者の教育方針に変容を求めることは容易ではなく、保護者が激しく反発することもあります。

そこで、保護者への支援・指導にあたっては、福祉機関と連携し、子どもや保護者の情報を多角的に収集し（子どもの幼少期の頃の保護者の関わり、習い事の状況、子どもにきょうだい児がいれば、保護者のきょうだい児に対する関わり方やきょうだい児の学歴等）、保護者が何にこだわっているのかを分析したうえで、いずれの機関がどのようにして保護者に接触を図るかを協議することが重要となります。

### (2) 学校・保育所等における子どもの支援

教育虐待について通告し、保護者に指導を行って以降も、教育虐待が継続し、深刻化していないかの確認が必要であり、その中心となるのは学校・保育所等における子どものモニタリングです。

上記のとおり、教育虐待の早期発見のためには、子どもの客観的な様子の観察と子どもの気持ちや生活状況についての聞き取りが重要ですが、虐待発見後のモニタリングにおいても同様です。特に、子どもからの聞き取りに際しては、子どもからの相談を待つのではなく、教職員の方から定期的に子どもに声を掛けて、丁寧に聞き取りすることが必要となります。

こうして定期的に子どもと話をすることは、教育虐待が継続しているかどうかのモニタリングになると同時に、子どもが教職員に対する信頼感や自身が大切にされているという安心感を持つことにつながり、虐待の悪影響を緩和する保護要因にもなり得ます。